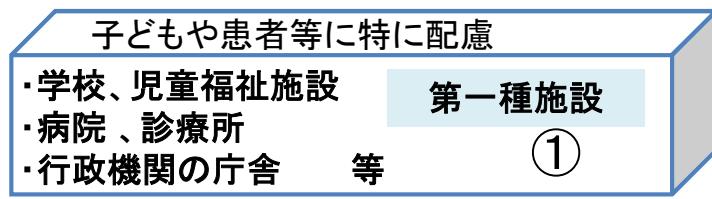


受動喫煙防止対策について

令和元年 7 月
労働基準局安全衛生部

改正健康増進法の体系

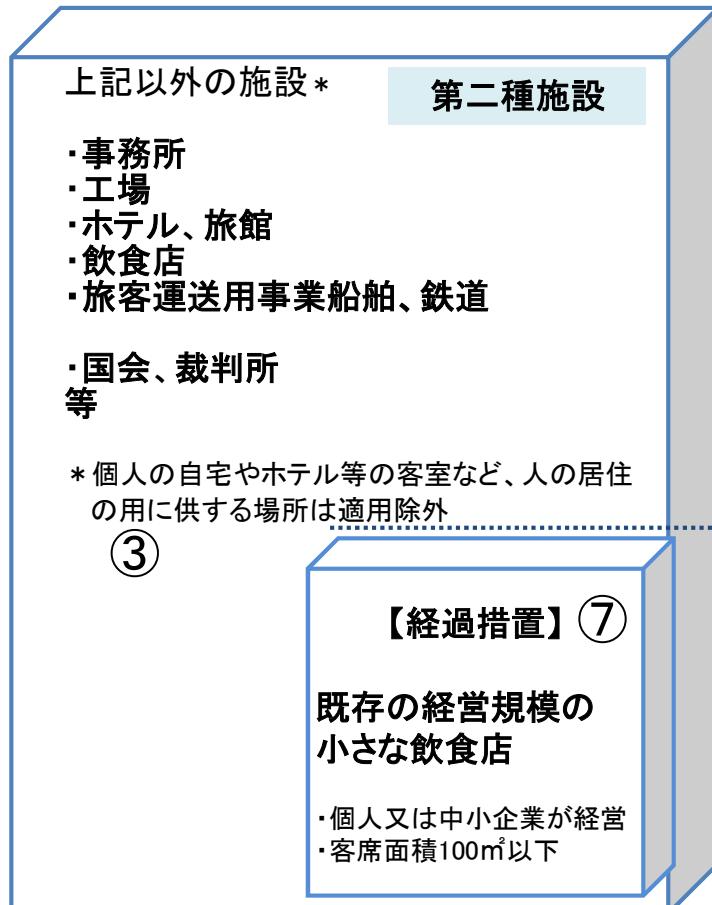


○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

④

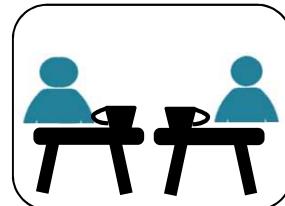
2019年
7月1日
施行



○ 原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要）

経営判断により選択

屋内禁煙



喫煙専用室設置(※)



加熱式たばこ専用の 喫煙室設置(※)



or

室外への煙の流出防止措置

⑤



経営判断等

※ 全ての施設で、
喫煙可能部分には、
ア 喫煙可能な場所である
旨の掲示を義務づけ
イ 客・従業員ともに
20歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。



○ 施設内で喫煙可能(※)

○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例)できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。

子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。



2019年
1月24日
施行 1

＜政令事項＞

- ① 敷地内禁煙となる第一種施設の対象施設の範囲
- ② 喫煙目的施設の要件
- ③ 適用除外の場所の範囲

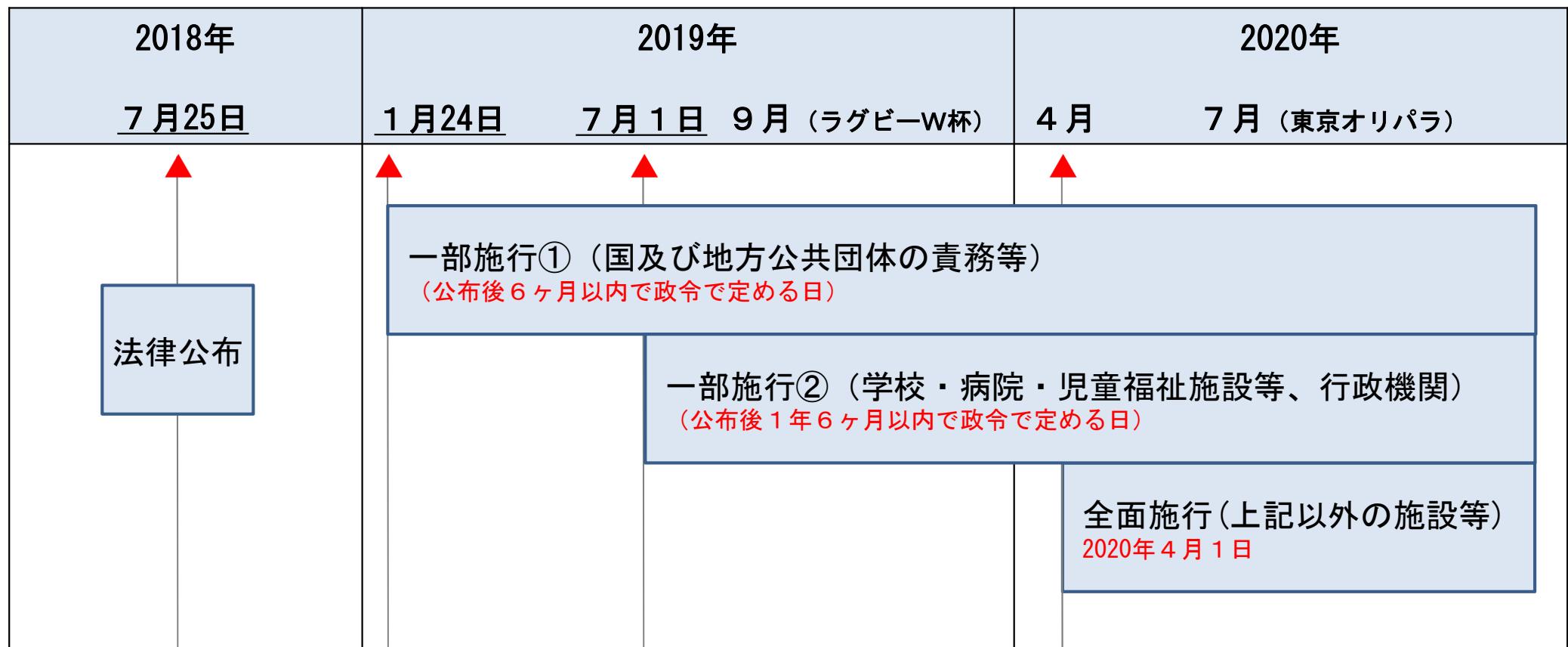
＜省令事項＞

- ④ 特定屋外喫煙場所における必要な措置
- ⑤ 喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止基準
- ⑥ 喫煙専用室標識等及び喫煙専用室設置施設等標識等
- ⑦ 喫煙可能室設置施設の届出

※ 各事項に記載された数字は、1ページ「改正健康増進法の体系」記載の数字に対応している。

改正健康増進法の施行期日について

- 一部施行①（国及び地方公共団体の責務等）の施行期日は2019年1月24日とする。
- 一部施行②（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関）の施行期日は2019年7月1日とする。



職場における受動喫煙防止のためのガイドライン 概要（1）

1 趣旨等

健康増進法で義務付けられる事項及び労働安全衛生法の努力義務により事業者が実施すべき事項を一体的に示すもの

※ 事業者と管理権原者が異なる場合、当該事業者は管理権原者との連携を図るものとする。

- 健康増進法： 国民の健康の向上を目的として、多数の者が利用する施設等の管理権原者等に、当該多数の者の望まない受動喫煙を防止するための措置義務を課すもの
- 労働安全衛生法：職場における労働者の安全と健康の保護を目的として、事業者に、屋内における当該労働者の受動喫煙を防止するための措置について努力義務を課すもの

2 用語の定義

（1）施設の「屋外」と「屋内」

- ・「屋内」：外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ、側壁がおおむね半分以上覆われているものの内部
- ・「屋外」：屋内に該当しないもの

（2）第一種施設

- ・多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設
- ・国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）

（3）第二種施設

- ・多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設（一般の事務所や工場、飲食店等も含まれる。）

（4）喫煙目的施設

- ・多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする次に掲げる施設
 - ア 公衆喫煙所
 - イ 喫煙を主たる目的とするバー、スナック等
 - ウ 店内で喫煙可能なたばこ販売店

（5）既存特定飲食提供施設

- ・次に掲げる要件を全て満たすもの
 - ア 令和2年4月1日時点で、営業している飲食店
 - イ 個人又は資本金5,000万円以下の会社が経営
 - ウ 客席面積が100平方メートル以下

（6）特定屋外喫煙場所

- ・第一種施設の屋外の場所の一部のうち、管理権原者によって区画され、必要な措置がとられた場所

（7）喫煙専用室

- ・第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び設備が技術的基準に適合した、専ら喫煙をすることができる場所

（8）指定たばこ専用喫煙室

- ・第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び設備が技術的基準に適合した、指定たばこのみ喫煙をすることができる場所

※ いずれも健康増進法の定義による。

3 組織的対策

（1）事業者・労働者の役割

- ・事業者は衛生委員会等の場を通じて、労働者の受動喫煙防止対策についての意識・意見を十分に把握し、事業場の実情を把握した上で、各々の事業場における適切な措置を決定すること
- ・労働者は事業者が決定した措置や基本方針を理解しつつ、衛生委員会等の代表者を通じる等により、必要な対策について積極的に意見を述べることが望ましいこと

（2）受動喫煙防止対策の組織的な進め方

ア 推進計画の策定

- ・事業場の実情を把握した上で、推進計画を策定すること

イ 担当部署の指定

- ・企業全体又は事業場の規模等に応じ、受動喫煙防止対策の担当部署やその担当者を指定し、対策全般についての事務を所掌させること

ウ 労働者の健康管理等

- ・受動喫煙防止対策の状況を衛生委員会等における調査審議事項とすること
- ・産業医の職場巡回に当たり、受動喫煙防止対策の実施状況に留意すること



（3）妊婦等への特別な配慮

- ・妊婦など受動喫煙による健康への影響を一層受けやすい懸念がある者に対して、4・5に掲げる事項の実施に当たり、これらの者への受動喫煙を防止するため、特に配慮を行うこと

工 標識の設置・維持管理

- ・喫煙することができる場所を設置するときは、その場所の出入口と施設の主たる出入口に標識を掲示しなければならないこと

オ 意識の高揚及び情報の収集・提供

- ・労働者に対して、受動喫煙防止対策に対する意識の高揚を図ること
- ・対策の事例、調査研究等の情報を収集し、衛生委員会等に適宜提供すること

カ 労働者の募集及び求人の申込み時の受動喫煙対策の明示

- ・労働者の募集及び求人の申込みに当たっては、就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項を明示すること

※ 下線部は健康増進法関係法令の義務規定

破線部は職業安定法関係法令の義務規定

職場における受動喫煙防止のためのガイドライン 概要（3）

4 喫煙可能な場所における作業に関する措置

（1）20歳未満の者の立入禁止



- ・20歳未満の労働者を喫煙専用室等に案内してはならないこと
- ・20歳未満の労働者を喫煙専用室等に立ち入らせて業務を行わせないようにすること

（2）20歳未満の者への受動喫煙防止措置

- ・健康増進法において適用除外の場所となっている場所についても、望まない受動喫煙を防止するため、20歳未満の者が喫煙可能な場所に立ち入らないよう措置を講じること

（3）20歳以上の労働者に対する配慮

ア 勤務シフト、勤務フロア、動線等の工夫

- ・勤務シフトや業務分担を工夫すること
- ・禁煙フロアと喫煙フロアを分けることや喫煙区域を通らないような動線の工夫等について配慮すること

イ 喫煙専用室等の清掃における配慮

- ・喫煙専用室等の清掃作業は、換気により室内のたばこの煙を排出した後に行うこと

ウ 業務車両内の喫煙時の配慮

- ・営業や配達等の業務で使用する車両内などであっても同乗者の意向に配慮するよう、喫煙者に周知すること

6 受動喫煙防止対策に対する支援

措置に要する費用の一部への助成など

5 各種施設における受動喫煙防止対策



（1）第一種施設（原則敷地内禁煙）

- ・技術的基準を満たす特定屋外喫煙場所を除き、労働者に敷地内で喫煙させないこと

（2）第二種施設（原則屋内禁煙）

- ア 喫煙専用室と指定たばこ専用喫煙室を除き、労働者に施設の屋内で喫煙させないこと

- イ 指定たばこ専用喫煙室を設ける施設の営業について広告又は宣伝をするときは、指定たばこ専用喫煙室の設置施設であることを明らかにしなければならないこと

- ウ 受動喫煙を望まない者が指定たばこ専用喫煙室において業務や飲食を避けることができるよう配慮すること

- エ 施設の屋内を全面禁煙とし、屋外喫煙所（閉鎖系）を設ける場合は助成金の対象となること

（3）喫煙目的施設

- ア 喫煙目的室を設ける施設の営業について広告又は宣伝をするときは、喫煙目的室の設置施設であることを明らかにしなければならないこと

- イ 受動喫煙を望まない者が、喫煙目的室であって飲食等可能な室内において、業務や飲食を避けることができるよう配慮すること

（4）既存特定飲食提供施設

- ア 喫煙可能室を設ける施設の営業について広告又は宣伝をするときは、喫煙可能室の設置施設であることを明らかにしなければならないこと

- イ 受動喫煙を望まない者が喫煙可能室において業務や飲食を避けることができるよう配慮すること

また、業務上であるか否かにかかわらず、受動喫煙を望まない者を喫煙可能室に同行させることのないよう、周知すること

- ウ 飲食ができる場所を全面禁煙として喫煙専用室又は屋外喫煙所を設置する場合は、技術的基準を満たすことが望ましいこと

この場合、これらの措置に要する経費の一部について助成を受けることができるこ

- エ 次の事項が実施されているか管理権原者に確認すること

- ・既存特定飲食提供施設の要件に該当することを証する書類を備えること

- ・喫煙可能室設置施設の届出を保健所に行うこと



※ 下線部は健康増進法関係法令の義務規定

網掛け部は助成金対象の措置

別紙1 健康増進法における技術的基準等の概要

1 第一種施設

特定屋外喫煙場所を設置する場合は、次に掲げる要件を全て満たすことであること

- (1) 喫煙ができる場所が区画されていること
- (2) 喫煙ができる場所である旨を記載した標識を掲示すること
- (3) 施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること

2 第二種施設

(1) 喫煙専用室

ア 次に掲げるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合すること。

- ・出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であること
- ・たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
- ・たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること

イ 喫煙専用室の出入口と施設等の主たる出入口に標識を掲示しなければならないこと

ウ 喫煙専用室へ20歳未満の者を立ち入らせてはならないこと

(2) 指定たばこ専用喫煙室

ア 指定たばこ（加熱式たばこ）のみ喫煙可能であること

イ たばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合すること

ウ 施設の屋内又は内部の場所が複数階に分かれている場合は、壁、天井等によって区画され、また、喫煙してはならない階へのたばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていること

エ 指定たばこ専用喫煙室の出入口と施設等の主たる出入口に標識を掲示しなければならないこと

オ 指定たばこ専用喫煙室へ20歳未満の者を立ち入らせてはならないこと

など

3 喫煙目的施設

(1) 喫煙目的施設の要件（定義参照）

(2) 喫煙目的室の要件

ア たばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合すること

イ 喫煙目的室の出入口と施設の主たる出入口に標識を掲示しなければならないこと

ウ 喫煙目的室へ20歳未満の者を立ち入らせてはならないこと
など

4 既存特定飲食提供施設

(1) 既存特定飲食提供施設の要件（定義参照）

(2) 喫煙可能室

ア たばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合すること

ただし、既存特定飲食提供施設の全部の場所を喫煙可能室とする場合は、喫煙可能室以外の場所にたばこの煙が流出しないよう、喫煙可能室が壁、天井等によって当該喫煙可能室以外の場所と区画されていること

イ 喫煙可能室の出入口と施設の主たる出入口に標識を掲示しなければならないこと

ウ 喫煙可能室へ20歳未満の者を立ち入らせてはならないこと
など